

若年がん患者



在宅療養支援事業

世田谷区では、40歳未満のがん患者の方への在宅療養支援として、在宅サービスや福祉用具等の費用を助成します。

対象者

1～4のすべてに該当する方

1 世田谷区に住所を有する方

2 40歳未満の方

3 がん患者

(医師により、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)
※介護保険における特定疾病としての「がん」の定義及び診断基準と同等の方

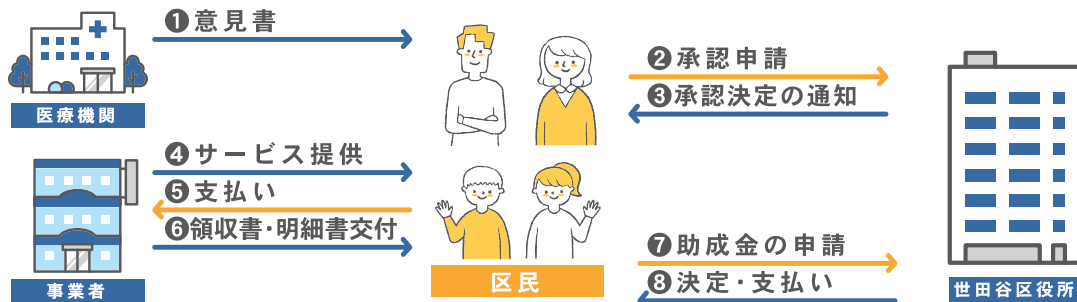
4 他の制度において同等の助成または給付を受けることができない方

支援内容

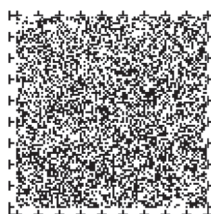
区分	在宅サービス 利用料の助成	福祉用具 貸与費用の助成	福祉用具 購入費用の助成	住宅改修 費用の助成
サービスの種類	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 訪問入浴介護 居宅療養管理指導 定期巡回 随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 	<ul style="list-style-type: none"> 車いす・車いす付属品 特殊寝台・特殊寝台付属品 床ずれ防止用具・体位変換器 手すり(工事を伴わないもの) スロープ(工事を伴わないもの) 歩行器・歩行補助つえ 移動用リフト(つり具部分を除く) 自動排せつ処理装置 	<ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座 入浴補助用具 移動用リフトつり具 自動排せつ処理装置の交換可能部品 簡易浴槽 	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修
サービス利用上限額	6万円/1か月		10万円/年間	20万円/1回のみ
自己負担	1割 ※生活保護受給者の自己負担は無料			

※上記サービスに支払った経費(利用上限額を超える場合は利用上限額まで)のうち、自己負担を除いた額を区が助成します。

申請方法



詳細は世田谷区のホームページでご確認ください。



お問い合わせ
申請

世田谷保健所 健康企画課 TEL 03-5432-2447
〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 FAX 03-5432-3019

目の不自由な方のための「音声コード」です。▶

手続きの主な流れ

○各種申請に必要な書類は区ホームページからダウンロード可能です。
(表面に二次元コードを掲載しています。)

1 利用申請

在宅療養のサービスを受ける前に、本制度を利用するための申請が必要になります。
申請に必要な書類は下記のとおりです。

(1)世田谷区若年がん患者在宅療養支援事業承認申請書

・「申請者」と「助成対象者」が異なる場合は、別途「委任状」が必要となります。

(2)世田谷区若年がん患者在宅療養支援事業にかかる意見書

・医療機関へ作成を依頼してください。医療機関によっては作成にあたり費用が発生する場合があります。

↓
上記の申請を区が審査し、承認決定通知書を送付します。
サービスを利用し、事業者へ費用をお支払い後、
下記の助成金交付申請を行ってください。

2 助成金交付申請

助成金の交付を受けるための申請が必要になります。

申請に必要な書類は下記のとおりです。なお、申請は在宅療養サービスが終わった後にまとめてご申請いただくことも、サービス利用中に月単位で申請いただくこともできます。

(1)世田谷区若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書

(2)領収書(原本)

・領収書でサービス内容が確認できない場合は「明細書(写し)」を添付してください。

お問い合わせ・申請

世田谷保健所 健康企画課 TEL 03-5432-2447

〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 FAX 03-5432-3019

